



国のマニュアル通りの簡易な検査と除染

車両はタイヤ接地面、屋根の測定なし/ 除染はウェットタオルで拭きとるだけ

検査の基準は、小児甲状腺被ばく300mSv相当の高い値

10月20日、21日に福井県主催の原子力総合防災訓練が行われました。訓練の想定は、「高浜原発1号機が京都北部の地震による外部電源喪失後、全面緊急事態となる」というものです。参加機関は福井県、地方公共団体、自衛隊、内閣府、原子力事業者等約100機関。避難訓練に参加した住民は約650名に過ぎず、約5,100人は屋内退避訓練のみでした。下記のように、福井県内避難と兵庫県への避難でした。



	市町	人数	スクリーニング場所	避難先
UPZ 30km圏内	おおい町	217人	敦賀市総合運動公園 駐車場	敦賀市
	小浜市	140人	同上	鯖江市、越前町
	若狭町	50人	同上	越前町
	高浜町	44人	あやべ球場 (京都府綾部市)	兵庫県 (三田市、宝塚市、猪名川町)
PAZ 5km圏内	高浜町	97人	スクリーニングなし	

(避難先までの訓練に参加した人数：福井県資料より)

21日は悪天候で、陸上自衛隊の大型ヘリによる孤立住民の県外搬出は中止、海上自衛隊のエアクッション艇で浜辺からの住民搬送は行われましたが、津波なら不可能です。

避難退域時検査は、国のマニュアル通りで、被ばく防護や汚染を広げない為の工夫は全くありません。全体的に緊張感のない訓練でした。2か所のスクリーニング会場の視察を紹介します。

1. 検査の基準は高すぎる。40,000cpmは小児甲状腺被ばく300mSvに相当

防災訓練は国のマニュアルに沿って行われ、スクリーニングの基準は、人も車両も40,000cpm(1分間の放射線の計測数)です。これは小児の甲状腺被ばくで300mSvに相当する高い値です。福島原発事故前には、安定ヨウ素剤の服用基準である100mSvに相当する13,000cpmが基準でした。これは、甲状腺被ばくの有無を確認するためのものでした。しかし国はこの基準を、体表面の汚染確認とすり替え、甲状腺周辺を測定することもしません。高い基準値を超えても、簡易なふき取り除染で済ませ、住民に検査結果も知らせません。300mSv以下の甲状腺被ばくがあっても「基準値以下で問題なし」とされてしまうのです。

このように、防災訓練には根本的な問題があり、子どもや住民の安全を守ることはできません。

2. 福井県内避難の訓練：敦賀市総合運動公園でのスクリーニング等

(1) ヨウ素剤配布は問診なし、説明書の配布のみ

一時集合場所で、安定ヨウ素剤の緊急配布が行われました。バス避難の住民は受付で安定ヨウ

素剤の説明書をもらい、バスの中で職員（保健婦）から簡単な全体説明があり、ヨウ素剤に見立てた飴が配られていました。副作用の出た場合は同乗職員とオフサイトセンターとの連絡等に対応するとの事です。自家用車避難はドライブスルー方式で、注意事項等の説明書と飴が配られていました。詳しい説明も問診もないのですから、薬局等で事前配布すべきです。



（２）車両の検査と除染：最も汚染されるタイヤの接地面と屋根は検査も除染もない



スクリーニング会場は敦賀市総合運動公園の駐車場でした。車両はバスと自家用車の二手に分かれて検査と除染を行っていました。訓練では車両台数が限られ、3市町の到着時刻もずれていたので時間通りに進みましたが、車両の待機場所はなく、

車両台数が増えれば検査会場が狭いため、車の移動は困難です。

検査は、①ゲートモニターでタイヤ側面、②ワイパー部、③これらが基準値以上の場合は、車両全体の検査（確認検査）をして汚染箇所を特定していました。

汚染車両には、最初から「左タイヤ 50,000cpm」などの表示が張られていました。全体を3人体制で10分間ほどかけてバスの側面等を計測していましたが、最も汚染されているはずのタイヤ接地面と屋根は計測しません。

除染は、タイヤ側面をウェットタオルでさっと拭き、ウェスを捨てる動作を3～4回繰り返すだけで終了です。自衛隊員も検査・除染を行っていましたが、これではタイヤの溝等に入り込んだ汚染物質は除去できず、避難所まで汚染物質を運んで広げてしまいます。検査員は防護服ではなくガウンでした。

（３）検査の数値は本人に知らせない

車が基準値（40,000cpm）未満の場合は住民の検査はなく、車が基準値以上の場合はまず代表者だけを検査します。代表者が基準値以上の場合に、全員を検査します。

検査場入り口の椅子で待機後、簡易検査を行い、基準値超えの人は詳細検査、除染の為に前方に進みます。汚染なしの人は入り口から出ていく人もあり、入り口と出口の動線が明確ではなく、再度汚染される可能性もあります。車椅子が入るスペースはありませんでした。



検査は椅子に座り、頭部、顔面、手指及び掌、靴底を調べ、基準値以上の人は、確認検査として全身の測定を実施し、すぐ隣にある除染場所に移動します。汚染の想定は右手または左手だけでした。汚染されていない方の手にゴム手袋をはめてもらい、手袋をした手でウェスを使い自分で汚染箇所をふき取ります。両手が汚染した場合はどうするのかなど疑問が残る除染訓練でした。

検査・除染後、通過証をもらい避難所に移動します。通過証には検査結果の記載はなく、本人は自分の被ばく量を知ることができません。基準値が高いことや全員検査をしないことを問うと、住民検査の統括職員は「基準値以下だから安全なので本人に知らせる必要はない。通過証さえあれば良い」「国のマニュアルに沿っているので全く問題ない」と答えました。

